

# 特定非営利活動法人海レクサポートせいろう定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人海レクサポートせいろうと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を新潟県北蒲原郡聖籠町に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、聖籠町の海で釣り、プレジャーボート、セーリング、サーフィン、海水浴等のレジャーを楽しむ人たち並びに地元町民に対して、相互の情報交換と交流を深めるための事業を行い、地域振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- ① 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ② 観光の振興を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 環境の保全を図る活動
- ⑤ 災害救援活動
- ⑥ 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 海洋レジャー活動の企画・運営及び支援に関する事業
- ② 海洋レジャーの情報の収集や発信に関する事業
- ③ 住民の地域社会に対する貢献活動の支援事業
- ④ 海岸クリーン作戦に関する事業
- ⑤ 海難救助に関する事業
- ⑥ 公共施設指定管理受託事業
- ⑦ 観光振興に関する受託事業
- ⑧ その他関連する事業

### (2) その他の事業

- ① 物品の販売・レンタル事業
- ② 飲食店運営事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じたときは、これを同項第1号に掲げる事業のために使用するものとする。

### 第3章 会員

#### (会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の各号のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。ただし、人格なき社団が社員となる場合には、その団体名をもって法上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有する者
- ② 賛助会員 この法人の活動を賛助するために入会した個人又は団体で、総会における議決権を有しない者

2 この定款に定める以外の会員に関する規定は、総会で別に定める。

#### (入会)

第7条 この法人の会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

- 2 代表理事は、前項の申込者が第3条に定めるこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由がない限り入会を承諾するものとする。
- 3 代表理事は、第1項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときには、理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。

- ① 本人が死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- ② 会員である団体が解散したとき。
- ③ 破産手続き開始の決定を受けたとき。
- ④ 会費を1年以上にわたって納入しないとき。

#### (退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときには、その会員に事前に弁明の機会を与えたうえで、理事会の議決を経て除名することができる。

- ① この法人の名誉を著しく傷つけ、又は、この法人の目的に反する行為をしたとき
- ② この法人の定款又は規定に違反したとき

#### (提出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他提出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の各号の役員を置く。

- ① 理事 3名以上10名以内
  - ② 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、2名以内の副代表理事を置くことができる。
  - 3 理事のうち若干名の常務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、正会員（法人又は団体にあつては、その代表者又は役職員）の中から総会で選任する。

- 2 代表理事、副代表理事、常務理事は理事会において互選する。
- 3 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事はこの法人を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 常務理事は代表理事を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務に従事する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づいてこの法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - ② この法人の財産の状況を監査すること。
  - ③ 前2号の規定による監査の結果、不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
  - ⑤ 理事の業務執行又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の為、又は、増員による任期途中からの役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に事前に弁明の機会を与えたうえで、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経て解任することができる。

- ① 職務の執行に堪えないと認められるとき
- ② 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以内の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 第 5 章 会議

(種別)

第 20 条 会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 理事会は理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第 22 条 総会は、法及びこの定款に定めるもののほか、次の各号の事項を議決する。

- ① 事業計画及び活動予算並びにその変更
  - ② 事業報告及び活動決算
  - ③ 理事の選任、解任、報酬、職務
  - ④ 年会費の額
  - ⑤ 定款の変更
  - ⑥ 合併
  - ⑦ 解散
  - ⑧ 解散した場合の残余財産の処分
  - ⑨ その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- 2 理事会は、本法人の運営に関する次の各号の事項を議決する。
- ① 総会に付議すべき事項
  - ② その他法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回毎事業年度終了後 2 か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
  - ① 理事会が必要と認めたとき。
  - ② 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
  - ③ 第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づき、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する時に開催する。

- ① 代表理事が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- ③ 第15条第5項第5号の規定に基づき、監事から召集の請求があったとき。

(招集)

第24条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した通知を、開会日の2週間前までに発して行わなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、ファックス又は電子メールをもって、その通知を開会日の1週間前までに発して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合にはこの限りではない。
- 4 前条第2項第2号及び第3項第2号又は第3項の請求があった場合代表理事は、その日から14日以内に会議を招集しなければならない。

(定足数)

第25条 総会は正会員総数の過半数、理事会は理事総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議長)

第26条 会議の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第27条 総会及び理事会における議決事項は、第24条第2項及び第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前各項の場合において、当該正会員又は理事においては、第25条及び前条の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会における正会員の議決権は、1会員1票とする。
- 5 理事の議決権は、1理事1票とする。
- 6 総会及び理事会の議決について特別の利害関係を有する正会員又は理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(書面等による議決)

第29条 代表理事は、簡易な事項又は急を要する事項については、理事が書面又はファックスにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第 30 条 総会及び理事会の議長は、総会及び理事会の議事について次の事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名・押印し、これを保存しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を記載する。）
- ③ 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を記載する。）
- ④ 審議事項
- ⑤ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項

2 総会の議事録の記載事項については、前項第 3 号を除く。

3 理事会の議事録の記載事項については、前項第 2 号を除く。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産及び経費の支弁)

第 31 条 この法人の資産は次の各号をもって構成し、経費はこれらをもって支弁する。

- ① 会費
- ② 寄附金品
- ③ 事業に伴う収入
- ④ 資産から生じる収入
- ⑤ その他の収入

(資産の区分)

第 32 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計)

第 35 条 会計は、一般会計のほか特別会計をおくことができる。

(会計区分)

第 36 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 37 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 総会で事業計画及び活動予算の変更が議決された場合は、その変更の方針にしたがって総会終了後速やかに代表理事が事業計画及び活動予算を変更し、理事会の議決を経るものとする。ただし、その場合総会での再度の議決を必要としないものとする。

- 3 代表理事は、前項の変更された事業計画及び活動予算は、その事業年度終了後の総会に報告することとする。
- 4 本法人は、第 1 項の総会の承認を得るまでの間は、第 22 条第 1 項の規定に関わらず理事会が議決した事業計画及び活動予算をもって事業を行うことができるものとする。
- 5 第 1 項に規定した事業計画及び活動予算の変更は、総会の議決を経て行う。
- 6 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。なお、予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第 38 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書（以下「事業報告書等」という。）は、代表理事が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を経なければならない。
- 2 前項の承認を経た事業報告書等は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち 10 名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後 3 か月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

## 第 7 章 事務局

(事務局)

- 第 39 条 この法人に事務局を置く。
- 2 事務局は、事務局長 1 名及び事務局員若干名を置くことができる。
  - 3 事務局長及び事務局員は、代表理事が任免する。

(組織及び運営)

第 40 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 第 8 章 委員会等

(委員会等)

- 第 41 条 この法人は、特定の事業の円滑な遂行を図るため、評議委員会及び専門部会等（以下「委員会等」という。）を置くことができる。
- 2 委員会等は、その定められた事業について調査、企画、運営、実施にあたる。
  - 3 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会において出席した正会員の 2 分の 1 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 解散及び合併

### (解散)

第43条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産手続開始の決定
- ⑥ 所轄庁による認証の取消

2 前項第1号の規定に基づいて解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決による。

3 第1項第2号の規定に基づいて解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属先)

第44条 この法人が解散のときに有する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の4分の3以上をもって選定された者に譲渡するものとする。

### (合併)

第45条 この法人と他の特定非営利活動法人との合併は、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第11章 雑則

### (公告)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

### (細則)

第47条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。



## 附則

- 1 この定款は、所轄庁の認証を得て、登記した日（以下「設立日」という。）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず以下の金額とする。
  - (1) 正会員入会金
    - ① 個人 2,000 円
    - ② 団体 5,000 円
  - (2) 正会員年会費
    - ① 個人 1,000 円
    - ② 団体 3,000 円
  - (3) 賛助会員年会費 3,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立日から 2012 年 3 月 31 日までとする。

代表理事	小 林 憲 雄
副代表理事	本 間 陽 一
副代表理事	平 野 英 功
理事	坂 井 春 雄
理事	山 田 正 実
理事	細 井 房 明
理事	猪 股 則 広
理事	坂 上 誠 一
理事	高 橋 行 一
理事	堀 常 勇
監事	小 林 堅
監事	阿 部 一 也
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 37 条第 1 項の規定に関わらず、法人設立総会において決定する。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は第 34 条の規定に関わらず、設立の日から 2012 年 3 月 31 日までとする。